

令和6年9月28日（土）

厚生労働省 第1回ろうきょうオンラインセミナー

地域づくりを仕事にしたい！  
ろうきょう（労働者協同組合）の活用法【入門編】

---

日本労働者協同組合連合会 理事 玉木信博

# はじめに

## 労働者協同組合の押さえておきたいポイント①

---

### 労働者協同組合法の目的（法第1条）

この法律は、各人が生活との調和を保ちつつその意欲及び能力に応じて就労する機会が必ずしも十分に確保されていない現状等を踏まえ、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、及び組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織に関し、設立、管理その他必要な事項を定めること等により、多様な就労の機会を創出することを促進するとともに、当該組織を通じて地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進し、もって持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とする。



多様な就労の機会、多様な事業が  
「地域づくり」へと繋がる

# 労働者協同組合の押さえておきたいポイント②

基本原理

- (1) 組合員が出資すること
- (2) その事業を行うに当たり組合員の意見が適切に反映されること
- (3) 組合員が組合の行う事業に従事すること

**資金を出し合う**  
組合員には出資の必要があり、組合員自らが出資することにより組合の資本形成を図ります。これにより組合員による自主的・自立的な事業経営を目指します。

**話し合って営む**  
組合員は、一人一票の議決権及び選挙権があり、組合員の意見を反映して事業・経営を行います。意見反映の方法は定款に定め、また総会でその実施状況及び結果を報告しなければなりません。

**共にはたらく**  
組合員には、原則として、組合の事業に従事する必要があります。ただし、育児や介護等の家庭の事情等で一時的に働くことができない場合などの例外も認められています。

## 法第3条

組合は、次に掲げる基本原理に従い事業が行われることを通じて、持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とするものでなければならない。

- 一 組合員が出資すること。
- 二 その事業を行うに当たり組合員の意見が適切に反映されること。
- 三 組合員が組合の行う事業に従事すること。

# 労働者協同組合の押さえておきたいポイント③

---

## 法第3条

- 2 組合は、前項に定めるもののほか、次に掲げる要件を備えなければならない。
  - 一 組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。
  - 二 第二十条第一項の規定に基づき、**組合員との間で労働契約を締結**すること。
  - 三 組合員の議決権及び選挙権は、**出資口数にかかわらず、平等**であること。
  - 四 組合との間で労働契約を締結する組合員が総組合員の議決権の過半数を保有すること。
  - 五 剰余金の配当は、組合員が組合の事業に従事した程度に応じて行うこと。
- 3 組合は、**営利を目的としてその事業を行ってはならない**。（法第77条2）
- 4 組合は、その行う事業によってその組合員に直接の奉仕をすることを目的とし、特定の組合員の利益のみを目的としてその事業を行ってはならない。

# 「地域づくりを仕事に」

---

日本には多様な法人格が存在する。組織の目的、事業の特性、メンバーの構成によって、それぞれに合ったかたちで、選択ができる。どの法人もそれぞれに特徴があり、現在「地域づくり」の担い手にもなっている。

営利法人：株式会社、合資会社、企業組合法人・・・

非営利法人：NPO法人、一般財団法人・一般社団法人（非営利型）、労働者協同組合・・・

では、労働者協同組合によって「地域づくりを仕事にする」とはどういうことでしょうか。

労働者協同組合はそこで「働くひと」が  
「協同組合」をつくり、仕事をおこす

---

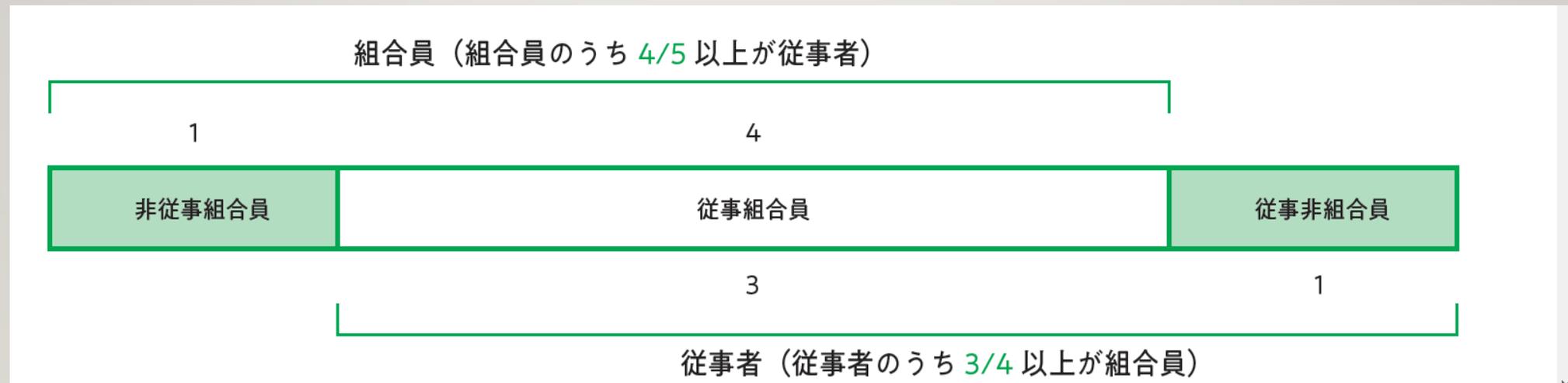
## 協同組合の定義

「協同組合は、共同で所有し民主的に管理する事業体を通じ、共通の経済的・社会的・文化的ニーズと願いを満たすために自発的に手を結んだ人々の自治的な組織である。（協同組合のアイデンティティに関するICA国際協同組合同盟声明）」

訳、出典：日本生活協同組合連合会 <https://jccu.coop/about/vision/ica.html>

# 労働者協同組合の構成メンバー（事業従事にあたっての人数要件）

組合員のうち、事業に従事するひと（ $4/5$ 以上）と  
事業に従事するひとのうち、組合員であるひと（ $3/4$ 以上）も想定（法第8条1項）



# 地域づくりを労働者協同組合で仕事に

---

(前提としてひとりではできない、仲間と協同してやりたい)

地域・社会の必要（ニーズ）と自分たちの願いや実現したいことを重ね合わせ、仲間と一緒に資金も出し合い、一人ひとりが運営・経営にも参加することで対等・平等な関係性で働きたい

=私たち日本労働者協同組合連合会は

こうした「働き方」を「協同労働」と定義してきました

# 地域づくりを労働者協同組合で仕事に

---

どこからのスタート??

- ① **(考えの整理)** 地域への願いや、感じている課題、そして何を実現したいのか、地域や社会に求められること、自分（たち）なりに整理して、言葉や文字にしていく
- ② **(出会いの場づくり)** 既に仲間がいる、あるいは広げたい、あるいは新しく仲間づくりをしたい。まず、第1歩は仲間づくり **(例：イベント、学習会等、ゆるやかな活動の継続)**
- ③ **(対話の場)** 仲間に自分の思いを共有してもらおう、仲間の思いを共有する、対話の場づくり
- ④ **(計画づくり)** 組織の目的や目標、活動や事業の計画（法人格の必要性なども）

団体・理念の共有

労働者協同組合であること、協同労働を目指すことへ

# 労働者協同組合を立ち上げよう（設立手順）

---

1. 法が目指すところ（目的等）
2. 法の基本原理（出資、意見反映、従事）
3. 事業のルール（非営利、事業の範囲、事業従事にあつての組合員の要件等）
4. 組合員、働く人のルールを知ろう（出資金の定め、議決権、加入・脱退、労働契約等）
5. 設立（準則主義、組合員と役員人数）
6. 管理（組合のルールづくりや総会）
  - ①定款・規約づくり、②役員を選定、③組合員監査会（20人以下の小規模組合の場合）
  - ④総会・総代会、⑤剰余金の取り扱い

※参考：「協同ではたらくガイドブック《実践編》」発行：一般社団法人協同総合研究所

# 事例紹介 1 労働者協同組合 ワーカーズコープセンター事業団 ふじみ野地域福祉事業所デイサービスそらまめ 「食と農を活かしたデイサービス」

- 原発事故避難者を支援してきた6人の女性たちが、2012年4月に立ち上げた地域福祉事業所。介護保険事業における高齢者デイサービスで農と食を中心としたケアを実施。
- 被災地福島から避難して来られた方々からの「息が詰まりそう…畑がしたい」という想いに応え、地域の農家の協力を得て、農作業を開始。利用者と地域の人と共に土に触れ、作物を育て、収穫、料理して一緒に食事。F（食）E（エネルギー）C（ケア）自給コミュニティづくりを目指している。



## 事例紹介 2 労働者協同組合 創造集団 440Hz 「不登校・ひきこもり経験から」

- 不登校・ひきこもりを経験した若者たちが立ち上げた映像やデザイン制作が主な事業。
- 同じような経験をした若者が集まる大学に入り、そこで出会った仲間とともに学びながら、「自分たちにあった働き方を求めて、既存の会社に入るより、起業した方が早いのではないか」と考えた。
- 大学時代に繋がりを持った人たちに出資を募り、自分たちでもお金を出し合って起業。組織運営は、毎週の全員参加の話し合いで、従業員も取締役も対等な立場で意見を述べ合って決定。それぞれの経験から、仕事で無理をしそうなときはお互いにフォローし合ったり、それぞれの人生を大事にする。また利益を重視するのではなく、依頼主との関係を大事にするということも話し合う。
- 「自分たちの目指す働き方に近い」と感じ、労働者協同組合の設立。



## 事例紹介 3 労働者協同組合 かりまた共働組合 「宮古島の狩俣集落自治会を母体に」

- 宮古島の狩俣自治会では、少子高齢化により集落の存続の危機が迫るなか、持続可能な地域をめざし、太陽光発電で充電した電気自動車による通学や高齢者の通院などの送迎、休園していた幼稚園の再開を実現し、給食づくりを有志でサポートしてきた。
- また、総菜として販売する漁業の6次産業化、後継者不足に悩むサトウキビ畑の管理などの事業についても、法人格がないため個人名義の事業となっていた。労働者協同組合を設立し、個人事業やボランティアではなく地域の仲間と共に仕事ができるようになった。



住民から人気のある魚の直売＝沖縄県宮古島市

(公明新聞10月13日、朝日新聞10月31日の記事から引用)

「2021年11月ワーカーズコープを招いた学習会で『自分たちが求めているカタチとぴったりで、すぐに設立を決めた』『一人ひとりが経営者みたいだ』『若い世代が戻りたいと思える地域づくりへ、労協を最大限活用したい』と」。4月には任意団体「かりまた共働組合」を設立、11月7日に「労働者協同組合かりまた共働組合」の設立総会、組合員9人

# 労働者協同組合法の施行 新たなワーカーズコープの設立状況

---

2024年9月18日時点で1都1道2府27県で計108法人が設立。

北海道、宮城県、山形県、群馬県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、奈良県、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、鹿児島県、沖縄県。

うち、都道府県知事の認定を受けている特定労働者協同組合は10法人。

新規設立：88、組織変更：20

# 新たに設立された労働者協同組合・協同労働団体の事業領域

---

- ◎キャンプ場の運営
- ◎葬祭業、成年後見サポート
- ◎子どものメディア制作体験
- ◎家事代行サービス
- ◎営繕・修理／空き家管理
- ◎生活困窮者支援と就労創出支援
- ◎フリースクールなどの児童の居場所
- ◎高齢者介護・子育て支援、障害福祉等
- ◎コミュニティカフェの運営
- ◎音楽フェス・イベント開催
- ◎農業など第一次産業と加工・製造・販売
- ◎造園・緑化
- ◎地域集落の活性化－地元産鮮魚販売、配食
- ◎歯科
- ◎IT・製造業など
- ◎量り売りとシェアキッチン
- ◎図書館のフィルムコート（図書館納入）
- .....

※労働者協同組合は労働者派遣事業はできない（法第7条2）

# 新たに設立された労働者協同組合から見えるテーマ・可能性

---

- (1) 困難や障害、不登校・ひきこもりなど生きづらさを抱える子どもや若者たちの、“共にはたらく”場としてのオルタナティブな学びの場、フリースクールの広がり  
⇒ 今後、共にはたらく場づくりに
- (2) 中山間地域や過疎地などで、地域や集落などを基礎にして農林業などの第一次産業とその製造・加工・販売などの6次産業化
- (3) 地域資源を生かした持続可能な環境保全、また自然体験など子どもから若者、高齢者が集う場づくり交流拠点づくり
- (4) 企業や組織の退職後の高齢期を地域でどう生きるのか、“シニア世代”の健康や生きがい・仕事おこし～シニアワーカーズコープ
- (5) 子育てや高齢者ケアの専門職が集い、当事者主体・地域づくりに向かう“コミュニティケア”の創造へ、～介護保険や障害者総合支援制度の活用
- (6) 都市や農山漁村に関わらず、多様な分野における協同の仕事づくりの可能性

※ (2) (3) においては、それぞれが生業を持ちながら、兼業・副業として労働者協同組合を立ち上げるケースも。事業を行う場合は元手となる立ち上げ時の資本をどう確保するのが課題に。

## さいごに（個人的な想いも込めて）

---

労働者協同組合は、「生き生きと自分らしく働きたい」、「一人ひとりの思いや願いを実現できる働き方をしたい」という願いの実現と、そうした働き方を通じて「地域や社会をよりよくしていくこと」が期待されています。つまり、自らの生き方や暮らしと仕事を結んでいくことに労働者協同組合の意義はあるのではないのでしょうか。

一方で、基本原理でもある一人ひとりの意見反映の実現には、様々な対話実践や組織の在り方の工夫も必要であると考えています。組織の規模や事業分野においてもその実践は多様であり、ひとつではありません。そしてまた、そうした実践が仕事だけではない他者や地域とのかかわりに繋がっていくものであると考えます。

多様な労働者協同組合の仲間が広がり、皆さんの実践から学びたいと考えています。

